

第 166 回通常国会

参議院文教科学委員会 8号 2007年04月12日

林久美子君 おはようございます。民主党の林久美子でございます。

本日は、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案、いわゆるイーター法案についてお伺いをしようというふうに思っておりますが、その前に、昨日、岐阜県大垣市の市立の小学校で綱渡り遊具の木製の支柱が折れて十三人がけがをしたという事故がございました。この遊具の点検は、報道によりますと名古屋市内の業者が行っていたということだったんですけれども、我々は以前から、学校における不審者侵入対策、あるいは通学路の安全対策、学校における環境衛生対策やこうした遊具の安全の問題、こうしたものをしっかりと専門的に担当しながら子供たちの命の安全を守っていくべきだということで、民主党として学校安全対策基本法案というものを議員立法で作りまして、昨年の通常国会に参議院において提出をさせていただきました。また、今国会も提出をして是非とも議論をお願いをしたいというふうに考えておるんですけれども、やはり子供たちの学校の安全を守っていくためには、我々はやはり法整備が必要であるというふうに考えております。

本日は、このイーター法案について質疑をさせていただいた後、もし時間に余裕があるのであればこの点についても大臣の御所見をお伺いできればというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

では、早速イーター法案についてお伺いをしてまいりたいと思います。

この法案についていろいろ文部科学省の方にもお教をいただいたわけですが、その際に、核融合というものが実現をしたとするのであれば、これは正に地上に人工的に太陽をつくり出すようなものであるというお話も伺いました。正に壮大なプロジェクトであるというふうに思っておりますけれども、それだけに実現性について、あるいは核というものを取り扱うという以上、危険性について安全性をどう守っていくのかと、諸所、るる課題があると思うんですけれども、そうした課題を中心に本日は質問をさせていただきたいと思います。

早速、まずは核融合の実現性についてお伺いをいたします。

原子力研究開発機構では、この壮大なイーター計画により、今世紀中葉までに核融合を実現することを目指すというふうにされております。一方、先日の衆議院の方のこの法案の質疑の際に、今世紀後半以降には実用化できるのではないかという答弁が行われております。中葉と今世紀後半以降というと、時間的にもずれがあるというふうに思いまして、さらにもう一つ申し上げれば、かなりの費用が掛かってくるわけで、その違いも出てくるかと思っておりますけれども、まず実用化のめどといたしましては今世紀中葉なのか後半以降なのか、その点を確認をさせていただきたいと思っております。

政府参考人（藤田明博君） 御説明を申し上げます。

核融合は、今先生おっしゃられましたように、地上に太陽のエネルギーをつくり出すというようなことで、将来のエネルギー源の有望な候補の一つではございますけれども、まだまだ基礎的な研究開発の段階というふうな位置付けにあるわけでございます。

そういうことでございますので、現時点において本格的な実用化について確実にこの時期だというふうなことを申し上げることはできないわけでございますけれども、平成十七年でございますか、原子力委員会の核融合専門部会におきまして検討が行われましたその結果を踏まえますと、最短のケースで、イーターの次の段階として発電の実証などを行います原型炉を建設し、一定期間の運転経験を経て実用化の見通しを得るということで、それが今世紀中葉という、難しい言葉でございますが、半ばごろというふうなことでされているわけでございます。

そしてまた、その原型炉の成果を踏まえまして、核融合の言ってみれば実用の発電所、これが建設が可能となる、導入が行われるということが正に実用化ということでございます。これが衆議院でもお答えをさせていただきました今世紀後半以降というふうに期待がされているということでございます。

私ども、こういった壮大な、非常に長い期間でございますが、その目標に向けて着実にイーター計画等を進めてまいりたいと思っております。

林久美子君 もう一つ申し上げますと、今世紀中葉までに実用化の見通しを得ることも視野に入れることが可能という表現になっているかと思ひまして、非常に時期的にも、なかなか一概にこの時期というのは断定をしにくいという現状はあるかと思うんですが、今おっしゃったように、実用化のめど等々についても一定の期間を区切って目標を持ってやっていかれるわけでございますが、では、その時期であるというふうに今設定をされていらっしゃる具体的な根拠を教えてくださいたいと思います。

政府参考人（藤田明博君） 今も申し上げましたように、確たる時期というのが、この時期は本当に正しいのかどうかというのは実際にやってみないとなかなかまだ分からないわけでございますけれども、ただ、一般論といたしまして、技術を開発する際には必要な性能について達成目標となる数値を設定をいたしまして、その目標の達成のためにステップ・バイ・ステップ、一つずつ段階を追いながら研究開発を進めていくというのが、そういう手法が一般的でございます。

核融合炉につきまして、核融合の出力に密接に関係します一つの大きな性能としてプラズマの閉じ込め性能という、これもちょっと難しいあれなんでございますけれども、性能の評価の数値がございます。例えば、この数字を例に取ってみますと、核融合、世界が研究開発に着手をいたしました六〇年代、一九六〇年代ごろに比べまして、日本の大型の装置であります J T 60 とかヨーロッパの J E T など大きな成果が出ました一九九六年ごろ、

大体三十年ぐらいたってあるわけですが、そこではそのプラズマ性能ということでは六〇年代と比べて約百万倍程度の性能の向上が図られてきているところがございます。

他方、次の、これから目指しますイーターでございますけれども、イーターについては、十年間の建設期間の後、一定期間習熟運転等をしまして一定の所期の性能に至るということになるわけですが、それが一九九六年から勘定をしますと大体三十年後ぐらい、二〇二五年ぐらいでございますが、その段階が想定されております。

このイーターにおきましては、九六年当時の性能と比べまして約十倍のプラズマ閉じ込め性能を達成することを目指しているわけでございます。それから、さらにイーターの次の段階の原型炉、これは大体二十一世紀半ばごろということで考えているわけですが、イーターと比べまして五倍程度の性能の向上を図ると。イーターの成果が出ます二〇二〇年ごろから見ますと、大体二十五年とか三十年後でございます。

そういうふうに考えますと、これまで九六年までの約三十年間で百万倍ぐらいの性能向上が図られたというのに対して、これから三十年でイーターの成果が出て、それが大体十倍ぐらい、それからさらに、その後三十年で原型炉の成果が出る、この成果がイーターと比べて五倍程度ということで、これも机上の空論ではないかというふうな御指摘もあるかと思っておりますけれども、そういうふうに考えますと、技術的にこの目標というのは達成可能な目標なんではないかというふうに国内外の多くの核融合関係の研究者の間で認識がされているところがございます。

林久美子君 是非とも机上の空論にならないように英知を結集をして実現に向けて取り組んでいただきたいと思うわけですが、今更申し上げるまでもなくて、このイーター計画というのは本当に壮大なプロジェクトであって、それであるだけに莫大な予算を投入をするわけですね。予算を投入するということは、言い換えれば国民の皆さんの税金を使わせていただくということでもありまして、やはり机上の空論にならないような取組を進めつつも、タイミングタイミングにおいてしっかりとその費用対効果の観点から、では実際にこれまで組んできたプログラムの中でどこまで達成したのか、どの辺に問題があるのか、本当に机上の空論ではなくて実現をするのかということも含めて、しっかりと評価をしていくということがやはりこうした大型事業をする際には大切であるというふうに思います。

具体的にどういうタイミングでどういう評価を行うおつもりでいらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

政府参考人（藤田明博君） 先生御指摘のとおり、イーター計画等につきましては、計画的かつ効率的に進めていくことが極めて重要だというふうに認識をしております。

特にイーターについて申し上げますと、協定上、まず参加国の代表から成ります理事会がイーター機構の予算、それから年次計画、それから事業報告、こういったものについて

毎年毎年審議をして承認をするというふうな過程がございます。それから、理事会が任命をいたします専門家によります独立した評価システムという枠組みがやはり構築がされておるわけでございます。さらに、国内に返りますと、文部科学省におきましては、平成十七年に国で定められました国の研究開発評価に関する大綱的指針などを踏まえまして評価を行っていくこととしておりまして、これに基づきましてイーター計画につきましても我が国として定期的に効率性、有効性等の観点から評価を行っていくというふうなことになるかと思っております。

それから、なお、これに加えて、毎年度の予算要求の段階で総合科学技術会議におきまして、いわゆるSABCと呼ばれる評価も受けることになっております。

このような様々な評価の取組を通じましてイーター計画等の進捗を適切に評価するとともに、事業が計画的、効率的に進められるよう確保してまいりたいと思っております。

林久美子君　つまりは、イーター計画のいわゆるその機構内の理事会の評価とその第三者評価が一つ、それから国内においては予算審議を通じての評価が一つ、もう一つは内閣府の国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいた評価が一つということであるかと思えます。

内閣府の国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいて、これはたしか文部科学省さんが御自身で評価をいたされるというふうに伺っております。その際に、先ほど幾つかの効率性、有効性というお話がございましたけれども、もう少しちょっと具体的に、ちょっと漠とし過ぎていきますので、御答弁をお願いしたいと思います。

政府参考人（藤田明博君）　国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づく評価でございますけれども、この指針によりますと、先ほど申し上げました必要性とか有効性とか効率性の観点から評価を行うということになっておりまして、具体的には、必要性の観点からは、当然のことながら科学的、学術的意義であるとか社会的、経済的意義、それから国費を用いますので研究開発としての国費を用いることの妥当性等を評価をする。それから、有効性の観点からは、目標の実現可能性、それから達成のための手段がきちっとその時点で存在しているか、それから研究開発の質の向上への貢献などの観点からの評価がなされる。それから、効率性の観点からは、計画それから事業の実施体制がきちっとしているか、その妥当性、それから目標とか達成管理、どこまでどう進んでおって、それはどういうメカニズムで管理がされているのか、そういったことの妥当性などを評価項目とすることとされております。

これを踏まえて、更に具体的なその評価基準を評価の前に定めて行うということになるかと思えます。

林久美子君　分かりました。

多分、この有効性の部分なんかについてはかなり難しい評価をなさることにもなるかと思うんですが、こうした指針に基づいた評価というのは大体どれぐらいのペースで行われるのか、教えていただけますか。

政府参考人（藤田明博君） この大綱的指針によりますと、事業が五年を超えとか計画期間が必ずしも定まっていない、そういったものについては、例えば三年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。ただ、その前には、研究開発の目的とか内容とか性格、規模、こういったものを考慮しながらということでございますが、例えばということでそういうふうな記述がございますので、そういった点も踏まえながら定期的に評価をさせていただきたいと思っております。

林久美子君 本当に大きな計画でございますのでしっかりと、例えば三年程度という表現になっているということでございますが、なるべく細かくしっかりと、本当に無駄にしないために、前にきちっと進めていくという観点から、やはりこの厳しい評価を自らに課しながら、やるからには前に進めていっていただきたいということをちょっとお願いをさせていただきたいと思えます。

今回のこのイーター計画は核融合の話なわけでございますが、私も専門家ではございませんので、この法案のときにいろいろちょっと勉強させていただいたんですが、やはりどうしても核というものを扱う以上、安全性というものが心配をされます。

東京大学名誉教授の小柴昌俊教授も、核融合の発電の際に高速中性子が大量に発生し減速しないまま真空容器の壁を直撃する、この際に起こる壁の放射線損傷は我々の経験したことのない強烈なものになることは疑いの余地はないというふうにおっしゃっていらっしゃいます。この御懸念に対して、衆議院の委員会の際では、これまでの工学設計活動を通じてステンレス鋼がイーター運転の際に発生する中性子の照射に十分耐えられるということは既に確認されていますという御答弁があったわけでございますが、ステンレス鋼がどのように優れているのかという科学的根拠についてお伺いしたいと思えます。

政府参考人（藤田明博君） 御説明申し上げます。

ステンレス鋼が科学的にどのように優れているかというふうな御質問に対する答えになるかどうかあれでございますけれども、御指摘のとおり、イーター計画ではステンレス鋼を真空容器、コイル等、プラズマを入れます容器でございますね、そういったもの等に用いることとしているわけでございます。このステンレス鋼については、フランスの高速炉でございますスーパーフェニックスという原子炉を用いましてイーターの運転期間に照射される以上の中性子を実際にステンレス鋼に照射をするという実験が行われております。その結果、想定されますイーターの運転条件におきましてステンレス鋼が十分に耐え得る材料であるということを確認をしているところでございます。



ります。例えば、放出されます放射線のエネルギーは非常に弱くて、紙一枚で止めることができるというふうなことでございますので、外からの被曝は必ずしも問題にならないと考えております。

他方、万トリチウムを含む水が口から体内に取り込まれた場合には内部被曝というのが注意が必要になってくるわけでございますけれども、そういった形で取り込まれましたトリチウムは、新陳代謝によりまして約十日で放射能が半分に減るということで、これは比較的速やかに体外に排出される性質を持っているということだそうでございます。

そうはいいましても、いずれにしても安全の確保をきちっとやっていくということが大前提でございますので、まず、トリチウムの取扱いに際しましては、放射線障害防止法という安全規制の法律に基づきまして、人体に影響が生じることのないようにきちっと放射線を遮るための構造物等を設けるなどしまして安全対策を適切に講じていくということと考えているところでございます。

さらに、廃棄物の問題でございますけれども、幅広いアプローチ研究において確かに放射性廃棄物、トリチウムを取り扱いますし、そこから放射化されるものとかあるわけでございますが、これらはすべて低レベル放射性廃棄物と呼ばれる非常に放射能レベルの低い放射性廃棄物でございます。原子力発電所などで出ます、いわゆるガラス固化などを必要とします核分裂生成物から成ります高レベル放射性廃棄物というものは発生しないというものでございます。

こういった低レベルの放射性廃棄物は、原子力発電所で発生する低レベルの放射性廃棄物について既に実用化されております、いわゆる埋設処分と呼ばれる方法と同様の方法で処分が可能なものでございます。

林久美子君 とにかく、低レベルのものであったとしても、やはり人体にあるいは自然環境に影響を与えるということもありますので、本当にとにかく安全性に十分御配慮いただきながらそうした取組をお願いをしたいと思います。

このイーター計画における核融合の実現というのは、本当に長い長い将来の話でもございますけれども、やはり実現したときのことということもしっかりと踏まえて考えなくてはならないというふうにも思っております。

この特徴の一つに、平和の配当というものがあつたように、化石燃料の危機というのもずっと言われて久しいわけでございますが、核融合が実現をすれば人類史上非常に大きな意味を持つと、正に歴史的な出来事になるわけでございます。伊吹大臣御自身も、日本だけでこのエネルギーを開発してノウハウを取れば、世界を制覇できるぐらいの外交交渉能力を持つことになるというふうに御答弁をされて、正におっしゃるとおりであると思いません。

しかし、一方で、こういう知的財産をちゃんと守って、かつ平和的利用を促進をし、不拡散を支援をしていくというために、加盟国以外の、第三者の非加盟国への許諾の在り方

などもしっかりと考えていかななくてはならないというふうに思っています。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定というものの第四条に「加盟者、国内機関又は団体が生み出し、又は用いる知的財産」、そして第五条には「イーター機構が生み出し、又は用いる知的財産」というのがありまして、この中に「非加盟者の第三者への実施権の許諾」という項目も設けられています。いわゆる第三者への核融合の商業上の利用のための再実施を許諾をするという権利でございますけれども、もちろんこの核融合というのは、言われておりますように、核爆発とは違って安全性の高い技術ではあると思います。

しかし、やはり日本という国において考えますと、どうしても北朝鮮、今核の緊張が高まっている北朝鮮との関係をやはり無視もできないし、不安に感じるという部分も払拭できないわけでございます。

国の予算を投じて技術開発をして、研究をしてつくっていくわけですね。これを協定上、北朝鮮に提供するという事は可能なのでしょうか。外務省の方にお伺いします。

政府参考人（中根猛君） お答え申し上げます。

イーター機構設立協定は、そもそもイーター事業を実施するためのイーター機構の設立、あるいは各締約者がイーター機構に行う財政上の貢献等について定めるものでございます。したがって、同協定の締約者ではない北朝鮮等第三国に対して技術提供を行うことは想定されておられません。

また、イーター機構設立協定発効後、もしも北朝鮮がこの協定に入りたいというようなことを言ってきた場合にも、これは理事会の全会一致による決定が必要ということになりますので、日本の意思に反して北朝鮮がイーター機構設立協定の締約者となるということにはございません。

林久美子君 多分、先取りをしてお答えをいただいたんだと思うんですが、北朝鮮に提供することは想定はしていないということでございましたが、この協定上、提供することは可能なかどうかということだけでお答えをいただきたいと思います。

政府参考人（中根猛君） 協定上、正にそのイーター協定に第三国が参加をして、イーター事業から得られるいろいろな知見、そういうものを入手したいということがあった場合には、これは第三国は理事会に申請をするということになります。その場合に、理事会というのは各締約者の代表から成っておりますので、その中で審議をされるということでございますけれども、その決定に当たっては全会一致の決定が必要ということになりますので、そういう意味では……

委員長（狩野安君） 伊吹文部科学大臣。



国務大臣（伊吹文明君） 今まで先生がずっと御質問になっていることは、すべてこれを実施していく上で我々が配慮をしなければならないことなんです。

しかし、同時に、我々が現実に便益を受けているいろいろな当然と思っている例えば薬品、あるいはいろいろなメカニズムその他は、多分百分の一か万分の一の確率で成功したものなんです。我々が便益を受けていない多くの失敗したものがあるわけですね。それは、もうけ仕事の中ではとてもそれだけのリスクをシェアできないと、けどどうしても必要なものだというのがやっぱり幾つかあって、それは国で、それをシェア、国でやらなければならない。

しかし、一国だけではとてもそのリスクに耐えられないから、今度は、これ七か国で今リスクシェアをしているわけですね。我々の出している予算も、その七つのグループのうちの一つとして国民の税金を使っているわけですから、先生が先ほど来御指摘になっているように、日本の国としてももちろんそれを検証しなければならないけれども、途中でうまくいかないからといって、日本が大変だといってやめちゃって、他の六か国で成功したときは日本はその中から外れちゃうわけですよ。そして、このエネルギーを、もし成功した暁にこれを持っているということは、人道的な配慮はいろいろあっていいですよ、しかし同時に、国を預かっている立場からいうと、エネルギーを独占しているということは国家の意思を通す最も大きなある意味では外交交渉力になるわけですね。現在産油国が握っている以上の力を持つかも分からない。

だから、それをどう他国に移転するかということは、これはもう極めて国益を判断し、相手に利益を与えることがいいかどうかを冷徹に判断をしながら動かしていくということですから、今外務省の参考人からお答えしたように、これ、先ほど文科省の局長がお答えしたように、うまくいくかどうかはかなり後のことですが、だからそのときに北朝鮮と日本との間の外交関係がどうなっているかということはだれも分かりません。分かりませんが、現時点の外交状況を前提とする限りは、そう簡単に自分の手の内を相手に渡すなんということは私はやっちゃいかぬと思いますね。

林久美子君 壮大な御答弁、ありがとうございました。

確かに、大臣のおっしゃるように、利益を受けている分はごくごくわずかで、多くの失敗例があると。そういうことを伺うと、イーターも失敗するというのも念頭に置いていらっしゃるのかなということもちょっと一部思いつつ、文科省の方はそうではないという、今。それは可能性としては私もあると思っています。

しかしながら、おっしゃったように、国費を投じて、英知を結集をして生み出した技術を、うまくいった場合にですね、国益という観点からどこに出していいのか、国交のない国に対してどうするのかということは、もちろんそのときと今とは状況は違うでしょうけれども、やはりそういうことも想定をしながら政治というものは対応していかななくてはな

らないというふうに思っているわけでございます。

先ほど外務省の方も非常にお答えにくそうに御答弁をされておりましたが、協定上はこれは第三国への提供は可能なわけですね。可能なわけです、仕組みとしてはですね。ただし、そのときに理事会に諮って全会一致の原則があるので、そこで日本の意思が当然反映をされるんだと、だからそういうことにはならないということをおっしゃりたかったんだとは思ってございますけれども。

では、改めてこれは確認なんですけど、大臣のお考えとしては、やはりこのエネルギーというものの、アジア地域の平和であるとか安定であるとかというために提供すべきだという考え方と、いや、国交もない国に安易にいろんなものを、力を注いできたものを出すべきではないという二つの考え方というのがやはりあるかと思うんですが、大臣のお考えは後者ということによろしいんですね。

国務大臣（伊吹文明君） そんなに先生、外交というのは簡単に割り切れるものじゃないんですよ。一国を預かっている立場からすると、人道上の配慮ももちろんあると。しかし、国家をあずかっている限りは、日本国民の安全保障と日本国民の幸せを一義的に政治家は考えなければならぬと。ですから、国交がない国であっても、このことをギブすることによって大きな反対給付が、日本国民に更に大きな反対給付があるとすれば、そのとき政権を担っているのが民主党であれば民主党もそういう御判断をされるんですよ。

だから、今先生が失礼ですがおっしゃったような国交があるとかないとかということじゃなくて、むしろ、アジアにどうするかこうするかということじゃなくて、新しいエネルギーをもし七か国が、言えば七か国がその技術を共有した場合、これは盗みに来る人もいるかも分かりませんよ、冷徹な国際社会の現実からいうとスパイだとかいろんなことがあるわけですから。だけど、その秘密を保持した場合に、それをどう国益と人類の平和のために戦略手段として使っていくかということは、そのときそのときの政治家が後世の批判を覚悟で決断をしなければならないことであって、今アジアに移すのが賛成か反対かというような議論はちょっとできないんじゃないでしょうかね。

林久美子君 当然、その時々判断というのが求められるということも非常によく分かるわけでございます。

ただし、一方で、では国交があるなしにかかわらずという指標でももちろん構わないと思います。しかしながら、やはりこの技術をここに出すのは、例えばいろいろ国々の関係は、日本とこの国は関係が余り良くないけれども加盟国のこちらの国とは関係がいいとか、いろんな国によって一つの、一国との関係も随分と違うわけですね。

そうした中で、そのときそのときの状況が変わっているであろうという前提は分かりつつも、なおかつ、これちょっときちっと御確認をさせていただきたいんですが、そのときに日本の外交上、提供するのがふさわしくないという国がありましたと、第三国がありま

したと、でもイーターに加盟をしているこの国とは関係もいい国で提供される可能性もありますと、そこに日本の意思をしっかりと働かせるために、こうした技術が日本にとって非常に国益上ふさわしくない国に出ないようにするための担保という手段はどのように担保をされるのかと。

これ、大臣、ではお願いします。

国務大臣（伊吹文明君） これは、協定上はさっき外務省から御説明をしたように全会一致になっているんですよ、理事会は。日本もその七つのグループのうちの一つですから、理事会は協定を使ってやっているわけですから、動いているわけですから、協定に反することはできないんですよ、この機構は。だから、外務省にお聞きになってもそういう例えば条約上の答弁しかできないだろうから政治家として私が立っているわけです。

つまり、今の北朝鮮の六か国協議と同じようなことが起こってくるわけですよ、そのときは。だから、日本は、自分たちの言っている拉致の問題が解決されない限りはエネルギー支援には参加できないということを日本は言っているわけでしょう。多分、これ中国は入っておりますから、中国はこういう考え方だということを中国はおっしゃるかも分からない。だから、そこはお互いに出した、国民の血税を七つのグループは出しているわけですから、それが無駄にならないように各々の立場を担保するために理事会の満場一致というその協定ができているわけですから、日本の、理事会の決定というその協定に従って行われていく。だから、その七か国の間の、今度は七か国の間のこの何というのか外交上のやり取りが行われて、表に出てきた表決という形に表れてくるというのが外交の現実なんじゃないでしょうかね。

林久美子君 理事会の全会一致が原則である以上、そこはしっかりと担保をされるという内容であるかとは思いますが、外交に関しては難しさもあり、いろんな局面局面で、今おっしゃいましたけれども、拉致の問題でもなかなか進まない現状なども生まれてくるわけで、やはり核というものを扱い、しかも予算を投じ、英知を結集した技術を、エネルギーを制する者は世界を制するという部分のある中で、しっかりと国益をきちっと加味をしながらリーダーシップを日本として発揮できる、これ、協定だって変えられない可能性もないわけではございませんから、しっかりと引き続き担保をして取り組んでいただきたいということをお願いを申し上げます。

済みません。時間もなくなってまいりましたが、では次に、主務大臣の権利についてちょっと伺いをしたいと思います。

原子力研究所と核燃料サイクル開発機構が再編されて一年半程度がたちましたけれども、原子力研究所法でも、そして核燃料サイクル開発機構法でも、かつては政府の監督下という、研究所は主務大臣が監督をするという文言もございました。これが統合されて、新法の原子力機構法ができる時点で政府の監督の下というところは削除されたわけではござい

すね。

今回の法改正ではまたある意味、主務大臣の事実上の義務の履行権みたいなものが主務大臣に付与されることになるわけですが、前回の法改正の段階でもイーター計画についてはやってこられているわけですね、その枠組みの中でどうしようこうしようということで。逆にまたそれを外してまた戻してというのは、二度手間には私には見えるわけですが。そのときにその計画について議論しているのであれば、なぜそのときにちゃんとこの点について対策を取っておかなかったのかということをお伺いをしたいと思います。

政府参考人（藤田明博君） 御説明申し上げます。

原子力研究所と核燃料サイクル機構を統合しまして日本原子力研究開発機構を設立をするための法案、これは平成十六年十月から十二月にかけて開かれました第百六十一回国会に提出をさせていただいて御審議をいただいたものでございます。

その時点におきましては、もちろんイーターについてのサイトをどうするかとかという、そういう議論はされていたところではございますけれども、まだサイトをどこにするかという決定もされておりませんし、また、この国際約束でございます協定の枠組みにつきましてもまだ各国による検討が開始されていなかったという段階でございます。政府といたしましては、そういったその段階で、具体的な協定案がお示しできない中で今回と同様の規定を機構法案に盛り込んで国会で御審議、御賛同いただくのはなかなか困難ではないかというふうに考えた次第でございます。

しかしながら、昨年十一月にイーター協定案が正式に署名をされましたし、この二月には幅広いアプローチの協定が署名をされたということで具体的に協定案をお示しできるという段階になりましたので、協定案とともにこの機構法の改正案を提出をさせていただいて御審議を仰ぐというふうなことにさせていただいた次第でございます。

林久美子君 いろいろとお話はあるかと思いますが、しかしながら進めていることは分かって、もちろん皆さん専門家でいらっしゃるわけですから、しっかりと本来であればそういうことも見越してきちっと対応すべきであったというふうに私は考えておりますので、今後こうしたことがないようにお願いを申し上げたいというふうに思います。

いずれにしても、このイーター計画、そしてこの核融合の将来への幅広いアプローチに関しましては大きな予算が投じられるわけでございます。イーター事業で一千八百億円、そして幅広いアプローチでは当面十年間で四百六十億円、日本が拠出をするということになっているわけでございます。このイーター計画というのは、やはりこれだけ大きな事業でございますので、国民世論の喚起というのはやはり避けては通れないと。

これは私事で恐縮なんですけれども、私の事務所には大学生のインターンの学生さんが、結構いろんな方にお越しをいただいています。当然こういう工学部の学生さんなんかもい

らっしゃるわけですが、何せほとんどイーター事業を知っているということを知ったことが私はないわけですね。ということは、それだけいわゆる認知をされていないと。逆に言えば、JAXAなんかにおいては、ロケットが月探索をするとか、こうって夢のある話も挙げながら非常に認知度を上げようという努力をしているわけでございますね。

このイーター計画、机上の空論になるのか、本当に実現をするのか、まだ今のところ分かりませんが、一定の予算を投じてもう前に進んでいくんだということでやっている以上、やはり国民世論の理解を得る、共感を得るということをお忘れにはいけないというふうに思います。この点についてしっかりと、このイーター計画についても取組をPRする必要があると思いますけれども、この点についてお答えをいただきたいと思います。

政府参考人（藤田明博君） 先生御指摘のとおりでございます。まず核融合、豊富な燃料資源でございますとか、固有の安全性とか、高い環境適合性など、優れた利点を持っておりまして、将来のエネルギー源としての一つの有望な選択肢でございます。イーター計画自体がその核融合の実現をするための重要な第一歩ということでございますし、また、先ほども大臣からお話ございましたように、各国が英知を結集して、互いに技術を持ち寄って取り組む意義のある国際プロジェクトでございます。

他方で、先生お話しございましたような国の大きな予算を必要とするということでございますので、やはり国民の理解をきちっと得ながらこのプロジェクトを進めていくことが不可欠だというふうに思っております。従来から、シンポジウムの開催でございますとか、それから国内にございます核融合の研究施設を大学生とか高校生等、皆さんに積極的に見ていただくとか、そういった形でその核融合の重要性、メリットなどについて少しでも国民の理解を得るように努力をしてきているところでございますけれども、こういった努力をより一層活発化させていきたいというふうに考えております。

林久美子君 是非とも積極的に、知られていないということは、逆に言えばやり方にまずいところがあるわけでございますから、しっかりと反省をいただいて、より一層の啓発に努めていただきたいと思います。

済みません。本日は学校の安全について実はお伺いしようと思ひまして、文科省さんのスポーツ・青少年局の方にもお越しをいただいておりました。しかしながら、ちょっと時間が足りなくなりました関係で、またほかの機会に是非お伺いをさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

どうもありがとうございました。